

令和5年度高齢者インフルエンザ予防接種について

お知らせ

- **対象者** 四万十町に住所があり、次の①または②のいずれかに該当する方が対象です。
  - ①令和5年12月31日までに65歳以上の方
  - ②令和5年12月31日までに60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能に重い障害がある方(身体障害者手帳1級または同程度と診断された方)
- **実施期間** 10月1日(日)～12月31日(日) ※委託医療機関の休診日を除く
- **接種回数** 実施期間中に1回のみ
- **接種費用** 自己負担金 1,100円  
※生活保護受給者は、接種の際、下記問い合わせ先にて発行する「自己負担金免除証明書」が必要となります。(本人以外が申請する場合は委任状が必要)
- **接種場所** 県内の委託医療機関
- **申込先** 県内の委託医療機関

お問い合わせ先

健康福祉課 ☎22-3115  
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112  
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112



水道料金の基本料金の減免について

お知らせ

四万十町環境水道課では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町民生活を支援するため、水道料金の基本料金の減免を実施いたします。

- **減免内容** 水道料金のうち、「**基本料金**」(消費税を含む)を減免。  
全対象者一律で、**月額1,056円(税込み)**を減額します。詳細は以下の通りです。  
※メーター使用料や、使用水量に応じてご負担いただく超過料金、下水道使用料および農業集落排水使用料は対象となりません。



〈例〉口径が13mで、1か月10m<sup>3</sup>使用した場合

	減免前	減免後	減免額	
基本料金(税抜)	960円	0円	▲960円	全使用者一律の金額
メーター使用量(税抜)	70円	70円	0円	
超過料金	270円	270円	0円	使用量が8m <sup>3</sup> 以下の場合、超過料金は発生しない
消費税	130円	34円	▲96円	基本料金960円に対する消費税額
合計	1,430円	374円	▲1,056円	

- **減免対象** 四万十町と水道使用の契約を結んでいるすべての方(官公庁除く)
- **対象期間** 令和5年10月検針分(令和5年11月請求)から令和6年2月検針分(令和6年3月請求)の5か月間
- **注意事項** 検針時に投函している「使用水量のお知らせ」には、減免前の金額が記載されていますが、請求金額(納入通知書、口座振替)は免除後の金額となります。

お問い合わせ先 環境水道課 ☎22-3119

教育委員会の点検・評価の公表について

お知らせ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、四万十町教育委員会では、令和4年度の教育行政事務の管理と執行の状況について点検・評価を行い、報告書にまとめました。  
報告書は、町のホームページへの掲載、本庁・各地域振興局の閲覧コーナーに配備していますのでご覧ください。



お問い合わせ先 学校教育課 ☎22-2594

四万十町家族支え合い居住支援事業はまもなく終了します

お知らせ

多世代同居促進のため最大100万円の補助金を交付している四万十町家族支え合い居住支援事業については、令和6年3月31日までに行われた事前審査申込分をもって終了します。令和7年3月31日までに、この補助事業による新築などの工事完了を予定されている方は、期限内のお申込みをお願いします。



お問い合わせ先 建設課 ☎22-3120

年金生活者支援給付金制度について

お知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。  
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

- **老齢基礎年金を受給している方**  
以下の要件をすべて満たしている必要があります  
✓65歳以上である  
✓世帯員全員が市町村民税非課税となっている  
✓前年の年金収入額とその他所得額の合計が878,900円以下である
- **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**  
以下の要件を満たしている必要があります  
✓前年の所得額が4,721,000円※以下である  
※扶養親族などの数に応じて増額

請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方  
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。
- ②年金を受給しはじめる方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

次回年金相談のお知らせ

- **日時** 12月6日(水)10:00～15:00
- **場所** 本庁西庁舎1階会議室  
※年金事務所へ予約が必要です



お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717  
町民課 ☎22-3117  
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112  
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112